

第123号

令和4年11月1日発行
(公社)札幌西法人会

札幌西法人会

検索

e-mail info@nishi-houjinkai.or.jp



●発行所 公益社団法人札幌西法人会 〒060-0004 札幌市中央区北4条西3丁目1番地北海道建設会館2F ☎231-0763 FAX241-3216



税制改正提言特集

4.9.7 第59回 北海道法人会 全道小樽大会

目 次

インターネットセミナーのご案内	2
北海道法人会連合会 令和5年度税制改正の提言	3～10
札幌市からのお知らせ（特別徴収）	11
「笑い」仕掛けは、耳を獲る	12～13
私たちが公益法人を支えます（新入会員）	13
税務署からのお知らせ（インボイス制度が始まります）	14～15
参考図書無料贈呈のご案内	16

札幌西法人会よりインターネットセミナーのご案内

札幌西法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.nishi-houjinkai.or.jp>

札幌西法人会

検索で検索いただけます

インターネット・セミナー

いつでも美味しく食べる 歯の健康セミナー

中高年のための
歯のケアと
メンテナンス

永江 ながは ※ 画面はイメージとなります。

講師プロフィール
※京都出身 一橋大学を卒業後、一般企業にて勤務するが、より奥深い役に立つ仕事をした
いと東京医科歯科大学歯学部に入學。卒業後は
部分床義歯専攻課程に在学研修を修む。

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID パスワード ログイン

視聴は無料です

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ID・パスワードは

会員ID: **hj1103** パスワード: **0763**

会員の方は600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め

労働問題で足をすくわれない経営を目指して

米澤総合法律事務所 代表弁護士 米澤 章吾

お勧め

インボイス制度の概要と電子帳簿保存法のポイント

公認会計士 コンサルタント 川口 宏之

お勧め

想いをつなぐ「エンディングノート」の書き方・活用方法

整理整頓コンサルタント 藤岡 聖子

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	NEW 社労士が考える 円滑な人間関係を築くためのコミュニケーション術	大野 ゆかり	33分	一般経営	NEW これからの企業ブランディング	福井 崇人	43分
	NEW 刑事メンタルでピンチをチャンスに(8)	森 透匡	4分		茶道は最強のビジネスツール	竹田 理絵	40分
	良好な信頼関係を築く 叱る側、叱られる側の心構え(後編)	外川 智恵	35分		世界のビジネスエリートが知っている教養としての茶道	竹田 理絵	33分
	新規開拓営業力強化セミナー	高田 稔	40分		刑事(デカ) すぎるスキルをビジネスに	森 透匡	41分
	中堅・若手社員の営業力強化セミナー 後編	和田 勉	55分		「鎌倉殿の13人」主人公 北条義時に学ぶナンバー2学 (前編)	福永 雅文	40分
労務	心理学を通した伝え方でコミュニケーションを考える	大野 ゆかり	33分	税務・財務	初心者でもよくわかる! 簿記・経理入門セミナー	小野 恵	83分
法律	～事例から学ぶ～ 契約トラブルを防ぐ方法(6)	宮崎 大輔	16分		社長と会社にお金を残すための バランスシート経営	海生 裕明	110分
健康	和食伝承師(R) から見た「食と健康」(3)「絆」の話	上神田 梅雄	27分	政治経済	NEW 地方創生に向けたSDGs 推進	影山 貴大	54分
実務家	どこにも負けない! ものづくりへの挑戦	浜野 慶一	84分		再生可能エネルギーと持続可能な地域社会を考える	深津 功二	20分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。
掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

お問い合わせは札幌西法人会事務局まで **TEL:011-231-0763**

北海道法人会連合会 令和5年度 税制改正提言

去る9月7日、小樽市に於いて全道大会が開催され、出席者730名（当会27名）の賛同により令和5年度税制改正事項が採択されました。また、小樽水族館館長の伊勢伸哉氏による「小樽水族館これからの役割」と題した講演があり、SDGsを意識した取り組みなど熱の入った話しに皆聞き入っていました。

10月13日全国千葉大会で全国の意見が集約・取りまとめされ、関係各機関・国会議員に提言していく予定です。

北海道法人会連合会の「税制改正提言」は次のとおり。

基本的課題

1 財政健全化に向けて

- ・政府は、ロシアによるウクライナ侵攻等による物価上昇や、長引くコロナ禍に対応するため、中小企業や生活困窮者を支援する緊急経済対策を4月に取りまとめた。この対策の財源として、国費6.2兆円を充てることとしているが、国費のうち一般予備費から0.4兆円、新型コロナウイルス感染症対策予備費から1.1兆円抛出し、令和4年度補正予算として2.7兆円（原油高対策1.2兆円、予備費の補充1.5兆円）の全額を赤字国債の発行でまかなうこととしている。
 - ・コロナ禍では数次にわたり補正予算が組まれたが、政策目的がはっきりしない支出や使い残しが見受けられる。政策効果等について、執行後の検証が必要である。
 - ・本年1月に内閣府が発表した「中長期の経済財政に関する試算」によれば、「成長実現ケース」における2025年度の基礎的財政収支対GDP比は、▲0.3%（▲1.7兆円）であり、基礎的財政収支が黒字化するのは2026年度となる見込みである。
 - ・骨太の方針2022では、財政健全化目標の年限である「2025年度」の明示が見送られたが、2025年度の基礎的財政収支黒字化目標は、引き続き堅持すべきである。
 - ・膨大なコロナ対策費は、先進諸国においても財政を悪化させたが、アメリカ、イギリス、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。具体的には、政府保有株式売却や復興を目的とした税などで財源を確保した東日本大震災の復興計画などを参考に一般会計とは区分した特別会計とすることが望ましい。
- (1)ウィズコロナを見据え、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきであることを求める。
- (2)財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し着実に改革を実行するよう求める。

(3)国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求める。

2 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が190兆円（令和3年度約130兆円）に達する見込みである。また、目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。
 - ・政府は来年4月に「こども家庭庁」を新設することとしているが、安定財源の確保策については言及していない。
 - ・持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制する必要がある。
 - ・社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
 - ・我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。
- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施することを求める。
- (2)医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成することを求める。
- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直すことを求める。
- (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠であることを求める。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討することを求める。
- また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要があることを指摘する。
- (6)中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立を求める。
- また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するため、税と社会保障の問題を一括して議論することを併せて求める。

3 行政改革の徹底

- ・国会議員に月額100万円が支給される文書通信交通滞在費を日割りなどに改めるための改正法が本年4月に成立した。文書通信交通滞在費の名称を「調査研究広報滞在費」に変更し、国政に関する調査研究や広報、国民との交流、滞在などの議員活動を行うために使うこととしている。し

かし実際は、使途も不透明でありお手盛りとなっていることから、使途の制限や公開を積極的に行う必要がある。

- ・官民のデジタル化を推進するに際し、デジタル庁が果たす役割は大きい。特に、省庁間、自治体間の情報連携を図り、事務の合理化、効率化につなげるとともに、国民生活の利便性を高めることが急務である。
 - ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。
 - ・以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。
 - (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制を求める。
 - (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減を求める。
 - (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげることを求める。

第1 法人課税について

1 法人税率の引下げ

平成28年度の税制改正で法人実効税率は、目標としていた「20%」台を実現、平成30年度には29.74%となった。しかし、OECD加盟国の平均は23.52%であり、米国でも法人税が35%から21%へ引き下げられ、連邦実効税率が25.77%となっており、現在も世界的なトレンドとして法人税は低下傾向にある。

令和3年10月、経済協力開発機構（OECD）加盟国を含む世界136カ国・地域は、法人税の引き下げ競争を回避するために、国際的な最低税率を15%とすることで合意している。今後も、更に国際競争力の強化、国内産業の活性化や立地競争力の強化を図る観点から、引下げを求める。

2 課税ベースの拡大について

①欠損金の繰越控除制度を縮小しないこと

コロナウイルス感染症により経済活動が制限される中、地域経済と雇用の70%を支える中小企業の経営環境は、一部業種を除き極めて厳しいものと言わざるを得ない。

赤字を翌期以降の黒字と相殺できる繰越控除制度は中小企業においては、欠かせない制度である。上限の引き下げについては、中小企業の経営安定に大きな影響を与えかねないため、控除限度額の引き下げには断固反対する。

②外形標準課税の拡大反対

地方法人課税の外形標準課税制度は、資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人を対象として、所得割、付加価値割及び資本割が課せられる。

そのような中、特に従業員給与に課税する外形標準課税の拡大は、中小企業の事務負担が増大し、賃金引上げや雇用維持に悪影響を与え、コロナ禍による不況からの脱却を阻害するものである。中小企業への課税強化には断固反対する。

3 中小企業軽減税率の引下げ等

中小企業者等の法人税率の特例が、令和4年度末（令和5年3月末）に期限を迎える。我が国経

済の成長の源であり、地域経済や雇用に大きな役割を担っている中小企業の成長を後押しするためにも、租税特別措置による中小企業軽減税率については延長、あるいは本則化することを求める。また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている中小企業軽減税率の適用所得金額について1,600万円への大幅な引上げを求める。

4 政策税制措置の拡充・恒久化

①中小企業投資促進税制の拡充・恒久化

延長されていた「中小企業投資促進税制」は、令和4年度末（令和5年3月末）に期限を迎える。中小企業の生産性向上・競争力強化を図るために、対象設備の拡大、価格要件の緩和等拡充をした上で、引き続き恒久化を求める。

②少額減価償却資産特例の拡充・恒久化

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が、令和5年度末まで延長された。

引き続き償却資産管理や納税等の事務負担を軽減するため、少額減価償却資産の全額即時損金算入制度について、全ての企業においても、取得価格10万円未満から30万円未満に引上げを求める。更なる利便性・効率性の向上、設備投資促進の観点から、取得価額の引上げおよび取得合計額の上限撤廃することを求める。

③生産等設備投資促進税制の復活

延長されていた「中小企業経営強化税制」は、令和4年度末（令和5年3月末）に期限を迎える設備の取得前に計画認定を受ける必要があり、使い勝手が悪いため、中小企業に浸透していない。ポストコロナを見据え、生産等設備の更新を促進して生産性の向上を図り、国内における設備投資需要を喚起する観点から、延長ではなく中小企業を対象にした生産等設備投資促進税制の復活を求める。

5 交際費課税制度の見直し

中小法人の交際費課税の特例措置は、令和4年度税制大綱で令和5年度末（令和6年3月末）まで延長されているが、交際費は企業にとって、事業の維持、拡大のうえで必要不可欠のものであり、景気対策に資するものである。コロナ禍によるダメージを受けた飲食店および関連事業の支援を念頭に、令和5年度にも恒久化および定額控除限度額の引き上げ、交際費の全額損金化を求める。

6 役員給与の取扱い

役員給与の取扱いについて、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与以外については損金不算入とされているが、業績連動給与について同族会社は損金算入適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で損金算入を認めるよう強く求める。

また、定期給与の改定については、特別の事情があると認められない限り、期首から3ヶ月を経過すると認められないが、経済変動が激しい実態に照らし、年度途中での改定を認めるべきである。

7 中小企業欠損金の繰戻しによる還付制度の拡充

コロナ禍による厳しい経営環境の中、特に影響を受けた中小企業に対し、直近過去1年の事業年度に限定されている繰戻し期間を、キャッシュフロー対策として過去3年の事業年度に見直すこと

もに、恒久化を求める。

第2 所得課税について

・所得税の配偶者控除および課税方式の見直しについて

一億総活躍社会の実現にむけた働き方改革をすすめるためには、就業調整をしなくて済む抜本的な見直しと、少子高齢化を緩和する具体的な少子化対策が必要であり、社会保障制度も含めて幅広い視点で議論すべきである。

急激な税負担の増加防止や少子化対策、格差社会の到来等諸問題への対応として、税制の観点からは世帯単位課税（N分N乗方式）の導入等、働き方の変革に資する課税方式の見直しを求めてきた。法人会は、所得税が有してきたとされる財源調達機能と所得再分配機能に改めて注目し、速やかな見直しを強く求める。

第3 資産課税について

1 相続税

平成27年1月より、基礎控除の引下げとともに最高税率を55%に引上げる等税率構造の見直しが行われた。このため、急激な負担増と課税対象の大幅な増加を招いている。相続人の負担を緩和するため、また少子化対策の観点から、基礎控除3,000万円並びに法定相続人1人あたりの控除額600万円を改正前5,000万円+1,000万円×法定相続人の数に引き上げをを求める。

加えて、事業承継の円滑化の観点から、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例における事業用宅地の適用対象面積の更なる拡大を求める。

2 贈与税

①贈与税の基礎控除の見直し

贈与税については、若年世代への資産移転を促し、その有効活用を図る観点から、これまで、直系尊属に対する税率構造の緩和、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置などが講じられている。

贈与税は経済の活性化に資することから、基礎控除（110万円）の引き上げについて提言する。

②相続時精算課税制度の拡充

相続時精算課税制度を活用した相続税額の計算については、贈与時の評価額をもとに行われることになっているが、相続が発生し、生前贈与した財産の評価額が下落していた場合、思わぬ税負担を強いられることになる。贈与時の評価額と相続時の評価額のいずれか低い額により計算できるよう求める。

また、その場合、居住用宅地等については「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」が受けられるようにすべきである。

3 事業承継税制

①改正事業承継税制の周知と更なる要件緩和

事業承継税制の拡充の一環として、個人事業者向け事業承継税制も新設されたが、中小企業の円滑な事業承継を図るためには、事業用資産を一般資産から切り離した本格的な事業承継税制の創設が必要である。引き続き納税猶予制度の更なる利用促進を図るため、納税猶予制度の特例が5年目

を迎え、令和4年度税制改正で「特例承継計画」の提出期限が1年延長され、令和6年3月末までとなったが、未だ収束しないコロナ禍による時間的なロスを勘案し、更に提出期限を1年延長し、適用期限については2年程度の延長を求め、併せて以下の要件の見直しを強く求める。

- ・相続税の納税猶予制度取消の場合の延納・物納の認可
- ・会社の事業資金の担保に提供している土地・建物は、事業用資産として扱い、個人資産評価額の一定割合を減額する等、相続税の評価方法を見直すとともに相続税・贈与税の納税猶予の対象とする。
- ・取引相場のない株式の評価方式を中小企業の実態により即した評価方式に見直す。

また、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど、特例措置以前の申請分の救済を強く求める。

②事業用資産を一般財産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

わが国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置に留まっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離して課税し、非上場株式を含む事業用財産を軽減あるいは免除する制度の早期創設が求められる。

③事業承継におけるM&Aに対応した税制創設

中小企業においてもM&Aが事業承継に活用される状況を鑑み、売り手および買い手それぞれに対し、M&Aのインセンティブとして、株式譲渡益にかかる特別控除等を認める税制の創設を求める。

第4 消費課税について

①軽減税率について

軽減税率制度は、社会保障制度財源を毀損すること、すべての事業者に過度な事務負担を強いること、低所得者対策としては非効率であること、から本質的に導入されるべきではなく、事業者からは依然として強く反対する声がある。引き続き法人会としては、問題があれば単一税率にすることを求める。

また、消費税増税については、「社会保障制度と税の一体改革」「行政改革」等、各種改革の履行を前提に導入を認めているため、今後も法人会として改革履行状況を注視していくこととする。

②適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

消費税引上げに伴い区分記載請求書方式が導入され、令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入予定である。

コロナ禍の収束は未だ見通せず、更には制度導入にあたりコロナ禍の影響を受けている飲食、小売事業者ほど、移行に伴う煩雑な事務処理等でコスト増や事務負担を強いられる傾向にあるため、円滑な導入に向け適格請求書発行事業者の早期登録の推進に併せて、導入延長も検討すべきである。

③価格転嫁対策

平成25年6月に消費税転嫁対策特別措置法が成立し様々な施策が講じられることとなったが、同措置法は令和3年3月末に失効しており、適格請求書等保存方式のスタートを前に中小企業者の間で価格転嫁についての不安は大きく、引き続き事業者の実態を十分に把握しながら、関係機関が連携のうえ強力かつ確実に実行されることを求める。

第5 地方税制について

1 固定資産税

①固定資産税の抜本的見直し

固定資産税については、大企業・中小企業の区別なく同一税率で課税されているが、大企業に比べて中小企業は担税力、収益力に差があり、特に都市部で地価上昇が顕著で重税感が高まっているため、法人税と同様軽減税率を導入し、中小企業の負担軽減を求める。また、評価方式は収益還元価格方式に改めるよう求める。

②固定資産税の免税点の引き上げ等

設備投資の促進を図るため、固定資産税における減価償却資産の免税点150万円を300万円に引き上げることを求める。併せて中小企業の資産管理・納税事務負担の軽減、事務効率化を図るため「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」において対象取得価格を引き上げ、対象取得価格の合計額を撤廃し全額損金算入できるよう求める。

2 事業所税の廃止

平成15年度税制改正において新增設分に対して課せられる事業所税は廃止されたが、「事業にかかる事業所税」は存続している。事業所税自体が固定資産税と二重課税的な性格を有すること、市町村合併の進行により課税対象が拡大することなどから廃止を求める。

3 法人住民税の超過課税の解消

地方税における法人住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を対象として課税されており、十分な説明もないまま恒久的に課税を実施している自治体もある。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきではなく、行財政改革の推進の観点からも速やかに解消するよう求める。

4 安易な法定外目的税の導入反対

法定外目的税は、環境対策の観点から導入されている場合も多いが、こうした独自課税の実施に当たっては、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、法人企業に対して安易な課税は行わないよう求める。

5 申告納税の合理化

情報の流れもあり、行財政改革の推進と納税者の利便、事務負担の軽減を図るため、国税と課税対象を同じくする法人事業税・都道府県民税等の申告について、地方消費税の執行同様に一層合理化を諮るよう求める。

第6 その他

1 電子申告について

更なる利用促進に向けて、制度の一層の利便性向上を図るとともに、地方税の電子申告（e-L Tax）との一体化の検討、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度の創設等の税制措置を求める。

2 社会保険料の法人負担分の減額

社会保障と税の一体改革において、事業主の負担に大きく依存した社会保障制度の見直しなど給付と負担のバランスを踏まえた一体的な見直しを求める。

3 寄付金の損金等算入額の拡大

寄付金の損金算入限度額の計算については、現在、資本基準と所得基準とにより計算されている。資本基準は、資本金と資本準備金等の合計額を基準に計算されているが、この基礎となる合計額は、会社法の施行により最低資本金制度が廃止されたこと、資本金等を有する普通法人以外の法人には適合しないことなど、必ずしも法人等の本来的な財務能力（寄付能力）を表していない。そこで、資本基準を廃止し、純資産基準を基礎に計算を行うべきである。

また、所得基準を拡大するほか、最低損金算入限度額を保証し単年度の所得がマイナスであっても一定額の寄付金の損金算入を認めるべきである。

指定寄付金の拡充について、今日企業には、社会貢献の一環とした利益還元が求められる時代となっており、公益法人やNPO法人等に対する寄付金で社会貢献に資すると認められるものについては、積極的に指定寄付金とするなど指定寄付金の拡充を図るべきである。

4 印紙税の廃止

印紙税は流通取引に付随して行われる特定文書の作成行為を捉えて課税するものであるが、文章の作成行為自体担保力があるとは考えられない。また、近年の電子商取引の発展により電子決済やペーパーレスが進んでいるが電子文書は印紙税法上、課税文書に該当せず課税の公平性が損なわれていることなどから印紙税は廃止すべきである。

5 マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて本腰を入れていく必要がある。個人情報管理に万全を期し、コストを明確化して、国民の納得と理解を得ながら推進するよう求める。

6 災害対応税制

・激甚災害法に基づく激甚災害損失控除の創設

現行の雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合にのみ、差引損失金額から総所得金額等の10%を控除した上で行うこととされている。しかし、

- ①激甚災害による損失は、通常、盗難又は横領による損失よりも多額になること。
- ②激甚災害の場合は、被災地域の経済基盤が回復するまでには相当の期間を要すること。
- ③激甚災害による損失額を最大限に勘案することは、被災者のみならず広く納税者の理解と納得が得られると考えられること。

等の観点から、雑損控除から激甚災害による損失を独立させて激甚災害損失控除とすべきである。その際には、所得控除の中における控除の順序についても考慮することが必要である。

なお、激甚災害では資産損失だけではなく、避難のための移転やそれに伴う災害関連費用が長期的に発生している。これらの支出についても激甚災害損失控除の対象とすることが適当である。

札幌市からのお知らせ

従業員の方の個人住民税は給与から特別徴収してください。

●札幌市では、個人住民税の特別徴収を徹底しております

以下の事由に該当しない場合は、原則として特別徴収としていただく必要がございます。

＜例外として普通徴収が認められる事由＞

- (1) 毎月の給与が少なく個人住民税を引ききれない
- (2) 給与の支払いがなく個人住民税を引けない月がある
- (3) 前年中の給与支払額が100万円以下である
- (4) 事業専従者である（個人事業主が営んでいる事業所のみ対象）
- (5) 他の事業者で特別徴収を実施する（所得税の乙欄適用者など）
- (6) 退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定である

●特別徴収を始めるための手続きについて

令和5年度（令和4年分）の給与支払報告書を提出いただく際に、総括表の報告人員欄に特別徴収者と普通徴収者の人数内訳を記入し、個人別明細書は特別徴収者と普通徴収者に区分して添付してください。

なお、eLTAXを利用して給与支払報告書を提出する場合は、個人別明細書ごとに特別徴収か普通徴収かを選択することとなります。

●特別徴収を実施しない場合は「特別徴収実施困難理由書」の提出をお願いいたします

従業員の方全員分の給与支払報告書を「普通徴収」として提出する場合は、「特別徴収実施困難理由書」の提出をお願いいたします。

※ 「特別徴収実施困難理由書」の提出がない場合、普通徴収として提出された方に関して特別徴収に切り替えて税額決定通知書をお送りする場合がございますので、御注意願います。

「特別徴収実施困難理由書」の様式については、札幌市ホームページからダウンロードいただくか、札幌市中央市税事務所特別徴収係（TEL：011-211-3075）に御連絡ください。

* 様式ホームページ  [札幌市 特別徴収実施困難理由書](#)  で検索

給与支払報告書の提出等はeLTAX（エルタックス）が便利です。

●eLTAX（エルタックス）とは

インターネットを利用して電子的に地方税の手続きを行うことのできるポータルシステムです。

札幌市では、給与支払者の皆様の申告事務の負担軽減を図るため、eLTAX による給与支払報告書や異動届出書等の電子申告を導入しております。

無償の eLTAX 対応ソフトウェア（PCdesk）や、市販の税務・会計ソフト（eLTAX 対応のソフトウェアに限り）を使って自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じてお手続きいただけます。

●eLTAX または光ディスクでの給与支払報告書の提出義務について

令和5年度（令和4年分）の給与支払報告書の提出について、令和2年分の「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出枚数が100枚以上であった場合には、eLTAX または光ディスク等で提出する必要があります。

※ 前々年の「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出枚数が基準（100枚）以上となるときは、給与支払報告書を eLTAX または光ディスク等で提出するよう義務化されています。

●地方税共通納税システムについて

地方税共通納税システムを利用することで、特別徴収の納入手続きをインターネット経由で行うことが可能になります。

従来は、納入書を使用し、金融機関等の窓口にて納入手続きを行っていただいておりますが、地方税共通納税システムを用いれば、インターネットからの納入手続きが可能となるため、金融機関へ足を運ぶ必要がなくなります。

また、一度の手続きで複数の地方公共団体への納入も可能となります。

なお、手数料は無料となっておりますので、どなたでもお気軽に御利用いただけます。

詳しくは、下記の eLTAX ホームページを御覧ください。

* eLTAX ホームページ（地方税共同機構）  <<https://www.eltax.lta.go.jp/>>

「笑い」仕掛けは、耳を獲る

(株)アルティスタ人材開発研究所 代表 玄 間 千映子



当初は戸惑いがあったもののZoomやTeamsなどの活用が浸透し、社内会議などのネット会議のみならず、セミナー開催や営業活動そのものにも使われるようになってきた。

ところがネット会議の最大の課題は、画面の大きさが限られていること。参加者の様子が分かりにくいことに加え、話し手

の身ぶり手ぶりのプレゼン話法は小さな画面では功を奏さず、つつい原稿を読むような一本調子になりがちだ。まさに話の中身で勝負となるのがネット会議という場だが、話しかける対象を相手の顔から相手の脳に切り替えると、聴かせるコツはありそうだ。

人間の左右の脳は、それぞれ異なる役割を担っている。左の脳は話の起承転結や論理的な展開を、右の脳はその展開を直感的に判断する。この両輪がうまくかみ合うと、「よし、買おう！」と脳が行動を指令するという具合。それには、聞き手の左右の脳を刺激しながら話を進めることが必要だが、左右の脳の連結に功を奏するのが「笑い」だ。

話のうまさで活躍した元お笑いタレントの方が、「ストーリーにしたらあかんねん。ストーリーにしたら納得したものになんねん。流れはきれいや。でも、おもしろいねん」と言っていた。整えられたストーリーや常識的な話は、左脳で受けた途端に腑に落ちてしまってその先にある「感動」にまでつながらない。行動につなげるには、感動の支えが必要だ。それには聞き手の右脳を刺激しながら話すことが必要で、その刺激が笑いにつながる「おもしろさ」だという。右脳に投げ込まれた「おもしろさ」がザラツキ感となって笑いとなり、聞き手の心に引っかかって「話が届く」というカラクリだ。

ところで、そのザラツキ感を「笑い」に仕立てるにはどうしたら良いか。それには落語家の桂枝雀さんがまとめた「緊張の緩和理論」がヒントになりそうだ。それによると「おもしろさ」を話の中の点とすると、枝雀さんは話全体と点の関係から笑い発生の心理メカニズムは「ドンデン（ドンデン返し）、へん（違和感）、謎解き（〇〇とかけて、〇〇と解く・・・という、なぜかけ）、合わせ（しゃれ）」の4つであり、筋立て（緊張）からストンと外れる（緩和）のところに、ザラツキを生む笑いの神は住んでいると整理した。文章力で定評のある朝日新聞のコラム「天声人語」でも、相手へ届けるには「現象の角度を変えてとらえる、引用を疑ってかかる、理想から現実へのつなぎ」と、起承転結と整えられた展開から一步踏み出すことがコツだと説いている。

そういえば「研究資金は自己獲得」が前提の米国では、「研究資金を出してやれ」と出資者の右脳にささやかせるために、学術合評の場ですら研究者は15分に1回は軽めの笑いを、30分に1回は大笑の場面を仕掛けるといふ。

洋の東西を問わず、身ぶり手ぶりもさることながら右脳にザラツキを残すことがプレゼン技術としては確実だとするならば、ネット会議の場は「笑い」を仕掛けた話術を仕上げる機会となりそうだ。

筆者紹介

玄間千映子（げんま・ちえこ）（株）アルティスタ人材開発研究所代表。國學院大學卒。米インマヌエル大学大学院卒後、米スタンフォード大学ビジネススクール修了。現在、信州大学のコーディネーター兼技術アドバイザー他、団体役員などを併任。著書に『朗働の時代』『ジョブ・ディスクリプション一問一答』『リストラ無用の会社革命』など。



私たちが公益法人を支えます

（令和4年6月～9月 新入会員）

支 部	新 会 員 名	住 所 （個人の住所は略）	入 会 の 紹 介 者
山 鼻	GFトータルプランニング(株)	中) 南18条西15丁目 2-25-511	大同生命保険(株) 栗林穂菜美
	(有)みらい25	中) 南25条西 9 丁目 1-22	(特非)ケアグループみらい 谷口美和子
大 通	(株)ライブ環境計画	中) 北2条西13丁目1番地10札幌第一会計ビル3F	AIG損害保険(株) 山中貴雄
	(株)インプリメント	中) 北2条西14丁目3-11第三住販ビル4階	苫小牧地方法人会より会員異動
円 山	工藤英渡（個人）		石狩ペイント(株) 田中 雄
	(株)にしおか	中) 宮の森2条8丁目4番25-206	大同生命保険(株) 斎藤初実
	(株)O-Nest Plus	中) 北3条西23丁目2-15 LEE SPACE北門山3G	AIG損害保険(株)札幌支店 川田磨毅
	滝本 隆（個人）		石狩ペイント(株) 田中 雄
	佐藤修税理士事務所	中) 北2条西20丁目1-12	(株)トータルネットワーク 藤川竜也
	(株)青桃楽	中) 宮の森3条13丁目4-32	(有)西幸商事 西尾長幸
	カノエウアケア・西尾順子フラススタジオ	中) 宮の森3条13丁目4-32	(有)西幸商事 西尾長幸
	(有)ジェイミート発寒店	西) 発寒13条4丁目1-7	丸大大金畜産(株) 大金弘武
桑 園	丸大大金畜産(株) 札中センター店	中) 北12条西20丁目	丸大大金畜産(株) 大金弘武
	マルスイホールディングス(株)	中) 北12条西20丁目2-1	丸水札幌中央水産(株) 中村茂樹
琴 似	Frontieer	西) 二十四軒3条6丁目1-28-303	AIG損害保険(株)札幌支店 川田磨毅
	(株)ノースフィーリング	西) 山の手4条7丁目1-48	(株)丸幸 渡邊 均(松戸法人会)
八 軒	(株)Locca Lube（賛助）	旭川市神楽岡4条4丁目1番13号	(有)ナイス・プラン 大湊 剛
	ふくしのよろずや神内商店 合同会社	西) 八軒1条西2丁目3-28-305	(有)グループ・ダイナミックス総合研究所 藤原靖広
発 寒	(株)北央タイヤサービス	西) 発寒17条4丁目1-1	(株)大島塗装店 大島一哉
	NAO電工(株)	西) 発寒4条5丁目5-23ファラードール発寒401	AIG損害保険(株) 池田大介
	マルスイフーズ(株)	西) 発寒15条3丁目3-80	丸水札幌中央水産(株) 中村茂樹
西 宮	(株)タンデン工業	西) 宮の沢1条5丁目22-32-301	(株)ワンズエージェンシー 榎田 剛
	(有)山岡自動車工業	西) 宮の沢1条2丁目7-7	大同生命保険(株) 本間前子
	(有)ニュー・ワールド・カンパニー	西) 宮の沢1条4丁目1-11	大同生命保険(株) 本間前子
手 稲	(株)武蔵	手) 前田9条12丁目8-39	(有)グループ・ダイナミックス総合研究所 藤原靖広
	中村裕之（個人）		慈光寺 八力睦子

消費税

令和5年10月

事業者の方へ

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、
原則、**令和5年3月31日までに**
登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。
登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください！

- ☒ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☒ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁（法人番号 7000012050002）

（令和4年8月）

🎵 「インボイス」とは

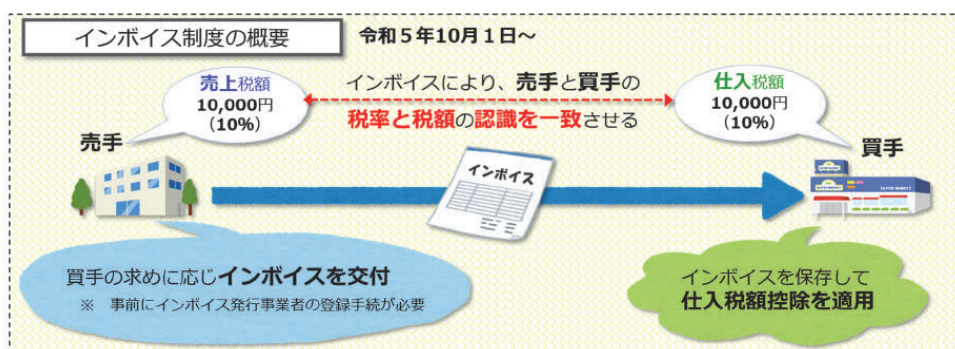
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

🎵 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



🎵 インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

免税事業者の方
向けのコンテンツ
も掲載中!

インボイス制度
特設サイト



🎵 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。

チャットボット
はこちらから



インボイス制度の疑問
にお答えします!



税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル **0120 - 205 - 553 (無料)**

9:00～17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への
事前予約をお願いします。

国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和4年8月)

小冊子のご案内

法人会では、会員・非会員を問わず公益事業の一環として、経営、税務、労務等各分野にわたる下記の小冊子を無料で贈呈しています。ご希望の方は、郵送料として1冊、切手84円×2枚を負担していただければ送付いたしますので、事務局まで郵送でお申し込み下さい。

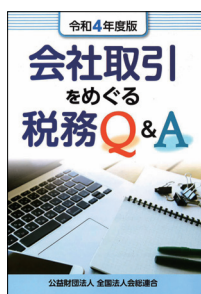
また、直接事務局へ取りにこられても結構です。

(部数に限りがありますので、先着順で各冊子それぞれ2冊までとさせていただきます。法人会員は郵送料無料です。)

- ① 便利でわかりやすい 会社税務のてびき(令和4年版) ② 会社取引をめぐる税務Q&A(令和4年度版) ③ 会社の決算・申告の実務(令和4年度)



(104ページ)



(31ページ)



(64ページ)

- ④ 源泉所得税実務のポイント(令和4年度版) ⑤ 今、知っておくべき労働問題の法律知識 ⑥ 助成金活用のポイント雇用保険関係(令和4年版)



(31ページ)



(32ページ)



(63ページ)

このままコピーし、下記に記入のうえ切手を同封して送付願います

小冊子の申込書

060-0004 札幌市中央区北4条西3丁目北海道建設会館2階 ☎231-0763 FAX241-3216
(公社)札幌西法人会 事務局 御中

年 月 日

申込法人名 _____ 会員・非会員(○で囲む)

郵便番号 住所 _____

電話番号 _____
FAX番号 _____

(切手84円×2枚×○部)を同封して、下記のとおり申し込みます。

法人会員、法人賛助会員、個人賛助会員は郵送料無料としますので、FAXにて申し込みください。

参考図書番号	①	②	③	④	⑤	⑥	計
申込部数							